

# 制度改正の施行等について

I	被用者年金の一元化について	2
II	5年後納制度の開始について	13
III	国税庁への強制徴収委任要件の見直しについて	14
IV	事務処理誤り等に関する特例保険料の納付について	16

# 主な年金制度改正の施行等スケジュール(平成27~29年度)

27年度 (H27.4)	28年度 (H27.7) (H27.10) (H28.1)	29年度 (H28.4) (H28.7) (H28.10) (H29.1)	(H29.4) (H29.7)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○3号不整合期間に係る特例追納の開始「健全化法」</li> <li>○年金記録の訂正手続き(決定の実施)「事業運営改善法」</li> </ul> <p>↓ 情報流出事案を踏まえ延期中。適切な時期に開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国税庁への強制徴収委任要件の見直し</li> <li>●5年後納制度の開始「事業運営改善法」</li> <li>●被用者年金の一元化「一元化法」</li> </ul> <p>○マイナンバーによる情報連携(国・地方公共自治体間)開始 ↓ マイナンバー法施行令で定める日まで停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●付加保険料の納付等の特例「事業運営改善法」</li> <li>●事務処理誤り等に関する特例保険料の納付「事業運営改善法」</li> <li>○マイナンバーの利用開始 ↓ マイナンバー法施行令で定める日まで停止</li> </ul> <p>○納付猶予制度の対象者拡大(30歳未満→50歳未満) 「事業運営改善法」</p> <p>○短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大「機能強化法」</p>	<p>○受給資格期間の短縮(25年→10年)「機能強化法」</p> <p>○低所得高齢者・障害者等の基礎年金受給者に対する福祉的給付 「年金生活者支援給付金法」</p> <p>○消費税10%への引き上げ</p>

# I 被用者年金の一元化について

## 1 一元化後の事務処理の概要

本年10月1日から被用者年金一元化法が施行され、共済年金は厚生年金保険制度に統合される。制度統合後は、年金受給者等からの年金相談や届書の受付については、利便性向上の観点から、一部の届書(障害年金裁定請求書等)を除き、機構、共済組合等全ての窓口で対応する(ワンストップサービス)。

ただし、事務処理に関しては、共済組合等の組合員等に関する保険料徴収、積立金の管理運用、年金給付等の事務は、引き続き共済組合等が行う。

### (1) 適用・徴収に関する事項

従来どおり、民間企業等の事業所及びその使用される者の適用・徴収業務は日本年金機構、公務員等の適用・徴収業務は共済組合等が行う。

対象者	一元化後の厚生年金の種別（呼称）	事務を行う実施機関
民間企業等に使用される方	第一号厚生年金被保険者（一般厚年被保険者）	厚生労働大臣(日本年金機構)
国家公務員の方	第二号厚生年金被保険者（国共済厚年被保険者）	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
地方公務員の方	第三号厚生年金被保険者（地共済厚年被保険者）	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
私立学校の教職員の方	第四号厚生年金被保険者（私学共済厚年被保険者）	日本私立学校振興・共済事業団

## (2)年金給付に関する事項

＜年金給付に関する届出等の受付・回付(ワンストップ・サービス)＞

- 厚生年金に関する届書等については、日本年金機構・共済組合等のどの窓口においても受付を行い、電子的方法により、各所管の実施機関へ回付することを可能とする。(詳細はP5参照。)

＜年金の決定・支給業務＞

- 老齢厚生年金及び遺族厚生年金(老齢年金受給者の死亡の場合等)については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支給を行う。(年金証書も各実施機関がそれぞれ発行する。)
- 障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金(被保険者の死亡の場合等)については、原則として、それぞれ初診日又は死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支給を行う。(年金証書は当該決定した実施機関が発行する。)
- 年金請求時等に添付書類として提出を求めていた「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付不要とする。

＜国會議員又は地方議会議員の在職支給停止＞

- 議員から議員報酬等の事項を届け出ていただくことにより、老齢厚生年金の在職支給停止額の計算を行う。(詳細はP6参照。)

### (3)年金相談等に関する事項

- 平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者及び受給者の方については、日本年金機構(年金事務所)の窓口においても他の共済組合等の加入期間に係る年金相談を行う。
  - ① 日本年金機構(年金事務所)で相談を行うことができるは、厚生年金に関するものに限る。  
(平成27年10月前に権利が発生した退職共済年金などの共済年金に関する相談は除く。)
  - ② 各共済組合等が管理する受給者記録及び被保険者記録について、年金事務所で行える照会の内容は次のとおり。
- <受給者記録に関する照会>  
各共済組合等が支払を行う年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会(平成27年10月以降に権利が発生したものに限る。)
- <被保険者記録に関する照会>  
各共済組合等の加入期間を有する方からの被保険者記録(加入期間や標準報酬月額等)に関する照会(平成27年10月前に権利が発生した共済年金を受給している方を除く。)
- <年金の受給資格の有無に関する照会>  
厚生年金を受ける権利が発生する方からの年金を受けるために必要な資格期間に関する照会(平成27年10月前に権利が発生する共済年金に関する照会を除く。)
- ねんきん定期便については、誕生月の2ヶ月前に加入している実施機関又は最後に加入していた実施機関が、他の実施機関の加入記録も記載したねんきん定期便を送付する。

## 2 ワンストップサービスについて

- 厚生年金の年金給付に関する各種請求、申出、申請又は届出に係る書類（以下「届書等」という。）については、日本年金機構・共済組合等のどの窓口においても受付を行うことを可能とする。受理した届書等については、スキャナによる画像化を行い共済情報連携システムにより所管の実施機関に回付する。
- これにより、民間企業等に勤めた期間と公務員の期間を両方有する方は、これまで日本年金機構と共済組合それぞれに請求書等を提出する必要があったが、一元化後はどちらか一方に提出すれば良いこととなり、利便性が向上。
- 原則として、年金給付に関する全ての届書を対象とするが、診断書やレントゲンフィルムの添付を伴う障害給付の届書等や、機械読取方式の帳票などは対象外とする。（詳細はP10（参考3）参照。）
  - ・ワンストップの対象とする届書等（146届）…老齢・遺族年金請求書、選択届、繰下げ申出書 等
  - ・ワンストップの対象とならない届書等（18届）…障害年金請求書、現況届（ハガキ形式） 等
- あわせて、届書等の様式についても、原則として、各実施機関で統一する。
- なお、事業主が行う適用・徴収に関する手続きについては、従来どおり。

### 3 国会議員又は地方議会議員である方の届出について

#### <議員である場合の老齢厚生年金の支給停止について>

- 現行では、退職共済年金を受給している方が議員である場合、議員報酬の月額や期末手当の額に応じて退職共済年金が減額又は停止されることとされている。  
被用者年金の一元化に伴い、老齢厚生年金を受けていたり議員の方についても、議員報酬の月額や期末手当の額に応じて年金が減額又は停止される。（老齢基礎年金は全額支給）

#### <議員報酬等の届出について>

- 老齢厚生年金の減額又は停止を正確に行い、過払いや返納の発生を防止するため、議員報酬や期末手当の額等について、厚生年金保険法施行規則等に新たに届出規定を設ける。  
具体的には、次の①～⑤に該当する場合には、日本年金機構に届出をしていただくこととする。
  - ① 議員が老齢厚生年金の受給権者になったとき（または老齢厚生年金の受給権者が議員になったとき）
  - ② 期末手当の支給があったとき
  - ③ 議員報酬の月額に変更があったとき
  - ④ 議員をやめたとき
  - ⑤ 平成27年10月1日時点で老齢厚生年金を受けているとき（制度導入時のみ）
- 届出漏れの防止を図るため、議会事務局等の協力のもと、制度周知文書の配布等を行うとともに、届出の対象となる可能性のある議員に対し届出用紙を送付する等の取組みを行う。

## <参考>

- (参考1)一元化法の概要 ..... 8
- (参考2)被用者年金制度の現状 ..... 9
- (参考3)一元化後の届書の取扱い ..... 10

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

### <主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

### <施行日>

(1)～(5)：平成27年10月1日

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減： 平成25年8月1日

## (参考2)

## 被用者年金制度の現状

(平成25年度末(平成26年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率	老齢(退職)年金平均年金月額 (老齢・退年相当) (縦上げ・縦下げ等除く)	実質的な支出総費用額	積立金	積立比率	保険料率 (平成26年9月)	老齢(退職)年金支給開始年齢 (平成26年度)
厚生年金	万人 3,527	万人 1,523	2.32	万円 15.7	兆円 37.7	兆円 103.2 [123.6]	3.6 [4.0]	17.474%	報酬比例部分 一般男子・共済女子61歳 厚年女子 60歳 坑内員・船員 60歳
国家公務員共済組合	106	69	1.52	20.4	2.1	7.3 [7.6]	5.0 [5.1]	16.924	定額部分 一般男子・共済女子65歳 厚年女子 63歳 坑内員・船員 60歳
地方公務員共済組合	283	198	1.43	21.0	5.7	36.7 [39.8]	8.5 [8.9]	16.924	
私立学校教職員共済	51	13	4.04	20.5	0.5	3.5 [3.8]	7.7 [8.1]	14.000	
合計	3,967	1,803	2.20	16.4	46.0	150.7 [174.9]	4.3 [4.7]		

- (注) 1. 厚生年金の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、縦上げ・縦下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
5. 厚生年金における坑内員及び船員の保険料率は、17.688%である。
6. 厚生年金の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出(実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもの)のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
- (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

## 一元化後の届書等の取扱い

### 1. ワンストップの対象とする届書

届書名	
◎すべての年金に共通するもの	
年金受給権者氏名変更届	
年金受給権者住所変更届	
年金受給権者受取機関変更届	
年金受給権者死亡届（正）	
未支給〔年金・保険給付〕請求書	
年金証書再交付申請書（改定通知書・振込通知書再交付申請書）	
年金受給選択申出書	
源泉徴収票交付（再交付）申請書	
年金加入期間確認請求書	
年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書 住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書(成年後見人等用)	
国民年金 厚生年金保険 船員保険 第三者行為事故状況届	
老齢・障害・遺族給付支給停止申出書	
老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書	
所在不明届	
◎老齢給付に関する手続き	
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）【ターンアラウンド用】	
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	
老齢基礎・老齢厚生・退職共済年金支給繰上げ請求書	
老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書	
障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届	
老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	
老齢基礎・厚生年金裁定請求書[65歳支給]	
老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書	
厚生年金保険受給権者障害者特例不該当届・繰上げ調整額停止届	
加算額・加給年金額対象者不該当届	
障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金加算額・加給年金額対象者の障害該当届	
老齢・障害給付加給年金額支給停止事由消滅届	
老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届	
老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	
厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書（繰上げ調整額停止事由消滅届）	
国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届	

○遺族給付に関する手続き	
年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	
国民年金 厚生年金保険 船員保険 遺族給付裁定請求書(別紙)	
遺族基礎・厚生年金額改定請求書	
遺族年金失権届	
国民年金厚生年金保険遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書	
遺族年金受給権者支給停止事由消滅届	
遺族給付受給権者の障害該当届	
○離婚分割に関する届書	
年金分割のための情報提供請求書	
標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)	
年金分割の合意書(様式1)	
委任状(年金分割の合意書請求用)	
○その他の届書	
社会保障協定関係（94届書）	
○他の届書に付随するもの	
委任状	
診断書（眼の障害用）	
診断書（聴覚・鼻腔機能・平衡感覚・そしゃく・嚥下・言語機能の障害用）	
診断書（肢体の障害用）	
診断書（精神の障害用）	
診断書（呼吸器疾患の障害用）	
診断書（循環器疾患の障害用）	
診断書（腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用）	
診断書（血液・造血器その他の障害用）	
受診状況等証明書	
「受診状況等証明書」が添付できない申立書	

## 2. ワンストップの対象としない届書

届名	
<b>○障害給付に関する手続き</b>	
年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）	
老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届	
障害給付額改定請求書	
障害給付受給権者障害不該当届	
国民年金厚生年金保険障害基礎・厚生年金受給権者業務上障害補償の該当届	
障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届	
病歴・就労状況等申立書	
<b>○ハガキ形式による手続き</b>	
年金受給権者現況届（ハガキ様式）	✓
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（ハガキ様式）	✓
国民年金 厚生年金保険 老齢給付裁定請求書【加対者有：手書用】（ハガキ様式）	✓
老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届（生計維持申立書）（ハガキ様式）	✓
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（年次ハガキ）	✓
<b>○その他の届書（実施機関間で使用できる文頭が異なるものため）</b>	
年金の支払を受ける者に関する事項（海外送金）	✓
租税条約に関する申出書	✓
脱退一時金裁定請求書（英語）他8届書（他言語）	✓
未支給脱退一時金請求書	✓
脱退一時金受給権者死亡届	✓
老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金裁定請求書	✓

※ 表中、「✓」は様式を統一しないもの

## II 5年後納制度の開始について

- 平成24年10月から平成27年9月までの3年間の時限措置として、徴収時効(2年間)の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、過去10年間に係るものについて保険料納付を行うことを可能とする後納制度を実施してきたところ。
- 10年後納制度の終了後は、過去5年間の保険料を納付することができる制度が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間の時限措置として開始される。

対象者：過去5年以内に時効が完成した未納期間を有する者（老齢基礎年金の受給権者を除く）

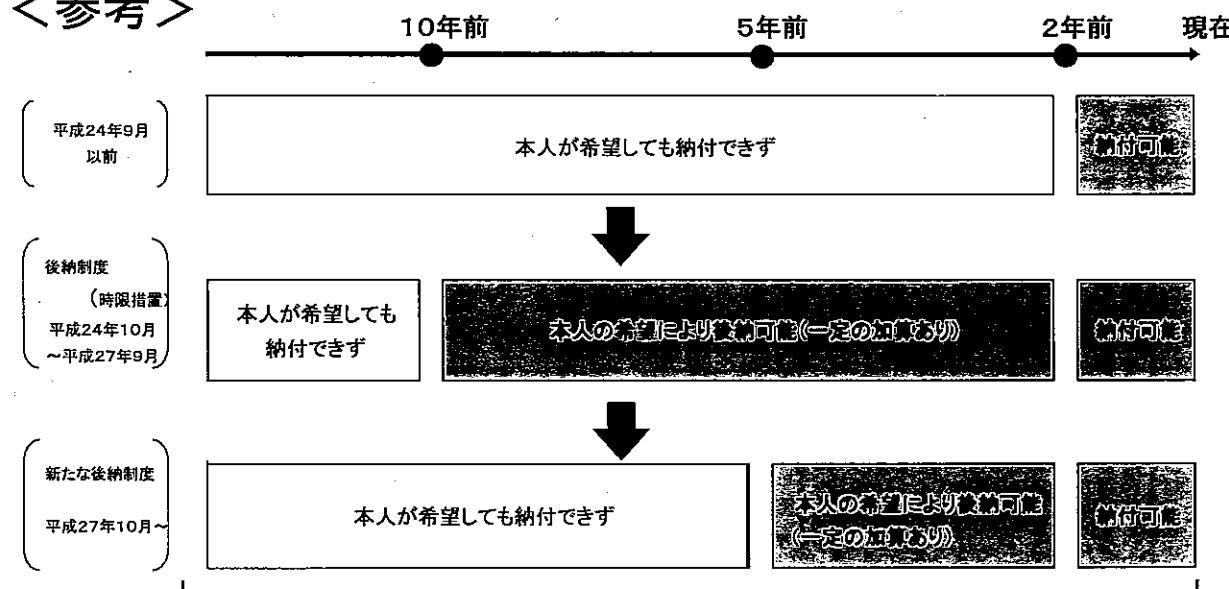
保険料額：当時の保険料月額に、追納制度の加算率（国債の表面利率等を勘案）に、各年度につき1%を加えた率を乗じて加算した額

※先に経過した期間から納付

	①後納保険料月額(②+③)	②当時の保険料月額	③加算額
平成22年度	15,900円	15,100円	800円
平成23年度	15,520円	15,020円	500円
平成24年度	15,220円	14,980円	240円

※平成25年度の後納保険料額は、  
平成27年度中は加算額は生じない。

### <参考>



### <10年後納制度の実績>

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| ○お知らせの送付件数                  | 2,009万件                |
| ○申込書受付件数                    | 136万件<br>(申込率 6.8%)    |
| ○後納制度を利用したことにより受給資格期間を満たした者 | 2.7万人<br>(平成27年7月末現在)  |
| ○後納月数                       | 1,413万月<br>(平均12.5月)   |
| ○納付された後納保険料額                | 2,093億円<br>(平均 18.4万円) |

(平成27年6月末現在)

### III 国税庁への強制徴収委任要件の見直しについて

#### 1 背景等

- 平成22年1月から悪質な年金滞納者に係る国税庁への強制徴収委任制度が実施され、平成27年8月現在まで厚生年金関係で16件を委任した。
- 内閣官房副長官を座長とする「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」が平成27年6月22日にとりまとめた「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(報告書)」(別紙参照)において、
  - ・国民年金における委任の実施
  - ・委任件数の大幅な増加を図るため、委任要件の見直しなどの取組みが提言された。

#### 2 委任要件の見直しの内容

##### (1) 厚生年金

- 形式要件を見直し[滯納額1億円を5千万円に引下げ(省令改正)]、「国税委任マニュアル」に沿った運用を徹底。
- 現行(年間5件程度)の倍程度を実施

##### (2) 国民年金

- 形式要件を見直し[滯納月数24月以上を13月以上に引下げ(省令改正)]、さらに、質的要件の運用弾力化(当面、「悪質性」について、日本年金機構における財産調査を簡素化)
- 現行(ゼロ)から厚生年金と同程度に実施

#### 3 省令改正の実施時期

- 平成27年10月1日

**マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る  
利便性向上等に関するアクションプログラム(報告書)(抜粋)**

平成27年6月22日  
年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム

**(2)年金保険料の徴収強化**

これまでも、政府は、「論点整理」等に基づき、年金保険料の徴収強化の観点から、関係省庁が連携して、国民年金保険料の納付率向上策や厚生年金の適用促進策に取り組んできたところであるが、マイナンバーの利用開始により、日本年金機構と国税庁・市町村の間の情報連携が強化されること等を踏まえ、年金保険料の徴収強化に関する取組を一層推進することとする。

このような観点から、免除該当者等を除いたすべての国民年金滞納者に対する督促の実現や、悪質な年金滞納者に対する国税庁への強制徴収委任制度の強化等とともに、スマートフォン用年金アプリの開発をはじめとする若者に重点を置いた広報活動の強化など、以下の具体的施策を講じることとする。

〔具体的施策〕(各施策の具体的な内容は【別紙3】を参照)

- ①すべての国民年金滞納者に対する督促の実現
- ②国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対する情報提供の強化
- ③厚生年金適用漏れの解消
- ④徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化
- ⑤年金保険料の納付率向上に向けた広報活動の強化

**【別紙3】抜粋**

検討事項	施策の具体的な内容・実施時期等
2-4 徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化	悪質な年金滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度は、施行された平成22年からの累計実績(平成26年度末)が厚生年金のみで13件(最近は年間5件程度)に留まっているが、委任要件の見直し(滞納金額や滞納月数の引下げ等)等により、国民年金においても強制徴収委任を実施するとともに、両者を合わせた強制徴収委任件数について、年間件数を少なくとも約5倍、最大100件程度への大幅な増加を図る。

## IV 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設について

### 1 背景等

- 事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度が創設された。  
【公布日(平成26年6月)から2年以内で政令で定める日(平成28年4月予定)より実施】
- 具体的には、事後的に事務処理誤り等の事由が明らかになり、それにより国民年金保険料の納付の機会を逸失したと認められる場合等について、年金受給権を得る途を開く観点から、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度を創設することとしている。  
※ 国民年金保険料は納期限から2年を経過すると納付することができない。

#### <対象となる事例>

- ・誤った説明を受けたなど事務処理誤り等の事由により、保険料を納付することができなかった  
付加保険料の納付ができなかった  
保険料の追納ができなかった  
保険料の免除申請ができなかった など

※本制度は、長期にわたる保険料の拠出等に基づく保険給付であるという国民年金の特殊性に鑑み設けるものであるため、拠出（適用・徴収）に係る手続であって、保険給付の有無又はその額に影響する手続を対象としている。

#### <納付等をした場合の効果>

- ・事務処理誤り等の事由により、保険料を納付することができなかったなどの申出が行われた日に保険料の納付等があったものとみなし、受給権者については、将来に向けて年金額を改定する。

## 2 特定事由に係る申出の承認基準等

○被保険者等は、事務処理誤り等(特定事由※1)により、一定の手続※2や保険料の納付等を行う機会を逸失した場合または一定の手続等が遅れた場合には、厚生労働大臣※3にその旨の申出を行うことができるものとされており、厚生労働大臣がその申出を承認したときは、事後的に特例保険料の納付等ができることとされている。

※1 特定事由とは国民年金法の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかつたことまたはその処理が著しく不当であることをいう。

※2 各種届書や申請書等の提出や保険料の納付が遅れた場合等を想定しており、政令で定めることとされている。

※3 各申出の受理及びその承認についての厚生労働大臣の権限に係る事務については日本年金機構に委任されている。

○厚生労働大臣は、厚生労働省令で被保険者等からの申出の承認の基準を定めるものとされており、主として以下の内容を定める予定。

- ①特定事由に係る基本的な考え方 ②特定事由の行為主体・行為類型
- ③特定事由に係る証拠の考え方

○法律上、承認基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ社会保障審議会に諮問しなければならないこととされている。承認基準の策定にあたっては、年金業務における事務処理誤りの事実関係の認定や事務処理誤りが存在していたか否かを判断するための証拠の考え方など専門性の高い分野について審議を必要があるため、社会保障審議会年金事業管理部会の下に「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」を設置して審議する。  
専門委員会の検討結果について年金事業管理部会に報告し、議論いただいたうえで承認基準を定めるために必要な諮問・答申を行うことを予定している。

### 3 専門委員会における審議状況

#### (1) 専門委員会メンバー（五十音順）

片桐 春美	委員	新日本有限責任監査法人 公認会計士
喜田村 洋一	委員長	ミネルバ法律事務所 弁護士
白石 多賀子	委員	雇用システム研究所代表 特定社会保険労務士
高橋 良明	委員	相模原市健康福祉局 国民年金課長
嵩さやか	委員	東北大学大学院法学研究科 准教授
柳志郎	委員	新村総合法律事務所 弁護士
山口由紀子	委員	相模女子大学人間社会学部 教授

#### (2) 開催状況

	開 催 日	議 題
第1回	平成27年7月 7日	委員会の設置・特定事由について
第2回	平成27年7月31日	処理誤り・処理漏れ(遅延)について
第3回	平成27年9月 7日	説明誤り・説明漏れについて
第4回	平成27年9月30日(予定)	特定事由の証明について(仮)